

学校法人長聖 長野短期大学 機関別評価結果

令和 7 年 3 月 14 日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

長野短期大学の概要

設置者	学校法人 長聖
理事長	イチカワドイル 徳恵
学 長	畔上 一康
A L O	風間 悦子
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	長野県長野市三輪 9-11-29

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養学科		50
幼児教育学科		50
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

長野短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和 7 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和 5 年 7 月 10 日付で長野短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「配慮ある愛の実践」と定め、深いいたわりと思いやりをもって接することのできる人間の育成を図ることを目的とし、入学式等の諸行事において学生、教職員等にその精神を浸透させるとともに、ウェブサイトへの掲載により学外にも公表している。地域社会貢献は、地元の自治体や企業等と連携し、産学官連携事業や生涯学習事業、ボランティア活動を実践している。

学科の教育目的は、建学の精神、教育理念に基づき、学則に定め学内外に公表している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針と連動し一体的に策定され、三つの方針は、建学の精神、教育理念、教育目的・目標と関連付けて一体的に定めている。

自己点検・評価活動は自己点検・評価に関する規程に基づき、教職協働により実施している。高等学校関係者からも意見聴取を行い、その結果を学内外に公表している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、到達目標や卒業要件、資格取得要件等を明示している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は短期大学設置基準にのっとり資格取得に必要な科目を開設し、体系的に編成している。ただし、評価の過程で、各授業科目の単位数について、学修に必要な標準時間及び単位数の計算基準が学則に明示されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。定期試験やレポート等で到達目標の達成度を評価し、「授業評価アンケート」により理解度や満足度を確認している。

入学者受入れの方針は、学習成果を踏まえて定められ、学生募集要項等に明示している。

学習成果の測定は、「査定（アセスメント）：「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組み」に基づいて機関レベル・教育課程レベル・科目レベルで点検・評価を行う体制を整えており、量的・質的データを活用して教授会で確認・検証している。

学習支援は組織的に行っている。入学前からオリエンテーションを行い学習への動機付けを行い、円滑に短期大学教育への移行を図っている。入学後も履修登録や就職等に向けた学習支援を行い、学生生活、生活指導や健康管理等を組織一体として行っている。進路指導課の事務職員を中心に教員等と連携して就職指導を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足し、適切に編制している。研究活動は、活動状況や研究成果をウェブサイト等で公表している。FD 活動は、規程に基づいて実施され、組織として授業や教育方法の改善を図るなど適切に行っている。

事務組織は、事務分掌規程等に基づき責任体制を明確にし、SD 活動や教職協働の取り組みを通じてスキルアップ・意識改革を図っている。教職員の就業については、就業規則等の諸規程を整備し、人事・労務管理を適切に行っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。授業に必要な教室、実験・実習室等を整備し、必要な設備、機器・備品を備えている。

施設設備の維持管理は、経理規程等に基づき適切に行われている。防災規程等に基づき自衛消防組織を設置し、全学生・教職員を対象に避難訓練を行うなど防災意識を高めている。

技術的資源に関しては、実験・実習科目の授業において資格を有する助手を配置し、学生に対する技術サービス等の専門的な支援を行っている。学内の情報化を促進するとともに、新たなオンライン型学習支援システムを導入している。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、学校法人を代表しその業務を総理し、建学の精神や教育理念、教育目的・目標を理解し、リーダーシップを発揮して学校法人の経営に当たっている。また、理事長は、理事会を学校法人の意思決定機関として、適切に運営している。

学長は、教学運営の最高責任者として、建学の精神に基づき中・長期的な運営計画を構築するとともにビジョンを提示し、リーダーシップを発揮して教学課題に取り組んでいる。教授会は、規程に基づき教育研究上の審議機関として適切に運営されている。ただし、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出するなど、監査業務を行っている。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える評議員をもって組織し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

学校教育法施行規則及び私立学校法に規定する教育情報及び財務情報をウェブサイト等で公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

〔テーマ A 建学の精神〕

- 建学の精神を具現化するため、毎週水曜日に清掃の時間を設け、学生及び教職員が学内の教室、玄関、階段等の施設の清掃を行っている。これは、教育理念としての「心豊かな人間の育成」の成果の一つとして生かし実践している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

〔テーマ A 教育課程〕

- 教養教育において、学習成果の一つである「豊かな人間性を持ち、幅広い教養」の獲得に向け、独自の教養教育科目「信濃の風土と文化」を開設して、長野県の歴史、自然、産業、文化等、地域に関わる多彩な授業内容を導入し、郷土の誇りを守り発展させようという意識を図っている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

〔テーマ D 財的資源〕

- 財務状況について、学校法人全体で過去３年間、短期大学部門で過去２年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

〔テーマ C ガバナンス〕

- 監事による監査報告書には、財産の状況及び理事の業務執行の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って学校法人の業務についても記載することが必要である。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、各授業科目の単位数について、学修に必要な標準時間及び単位数の計算基準が学則に明示されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 32 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基 準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「配慮ある愛の実践」と定め、これは自分の周囲のものに絶えず関心を示し、深いいたわりと思いやりをもって接することのできる人間の育成を図るものである。建学の精神は、掲示物、印刷物、ウェブサイトへの掲載により学内外に公表し、諸行事での言及や授業科目「総合演習」における教育の場での実践を通して、学内で共有を図っている。

「住みなれた地域で生き生きと生活するために」とのテーマの下、公開講座を開講するほか、地元の自治体や企業等と連携し機能性表示食品を共同開発するなどの産学官連携事業や高齢者向け生涯学習事業、学生が地域社会のイベント等に参加するボランティア活動等を実践するなど、高等教育機関として地域社会に貢献している。

教育目的は、「豊かな人間性と社会人としての広い教養を身につけた、専門性の高い職業で活躍する人材を育成すること」を学則に定めるとともに、学生便覧やウェブサイト等を通して、学内外に公表している。

学習成果は、教育理念・教育目標に基づき、食の専門知識や技能を身につけ、人の命を預かる倫理観や豊かな人間性、協働して活動する態度を兼ね備えることと定め、卒業認定・学位授与の方針と連動し、一体的に策定されウェブサイト等を通して、学内外に公表している。

三つの方針は、建学の精神、教育理念、教育目的・目標と関連付けて一体的に定め、授業科目を分類し、卒業認定に向けて科目配置の関連性をカリキュラムマップとして明確に示している。

自己点検・評価活動は自己点検・評価に関する規程に基づき、教職協働により実施している。また、毎年開催する高大連絡会や進路指導担当教員等との懇談の場で、高等学校関係者からの意見聴取を行い、自己点検・評価に反映している。

学習成果の測定は、「査定（アセスメント）：「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組み」を策定し、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルでの点検・評価を行う体制を整え実施している。併せて学生からの「授業評価アンケート」結果に基づき教育活動の改善を行い、教育の向上・充実を図っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針はそれぞれの学習成果に対応しており、到達目標や卒業要件を明示している。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、短期大学設置基準にのっとり栄養士、フードスペシャリスト等の資格取得に必要な科目を開設し、各年次に配当するなど、カリキュラムマップにより教育課程を体系的に編成している。教育課程の見直しを定期的実施し、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修登録できるよう CAP 制を導入した。シラバスには、到達目標、授業内容、準備学習に関する情報、成績評価方法、課題等に対するフィードバックの方法、教科書・参考書、担当教員の実務経験や資格等必要な項目を明示している。成績評価は、定期試験や提出課題等を基に成績評価基準により実施している。なお、各授業科目の単位数について、学修に必要な標準時間及び単位数の計算基準が学則に明示されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。教養教育は、幅広く深い教養及び豊かな人間性を涵養することや豊かな自然、生活・文化を郷土の誇りとして守り、発展させようという意識の醸成に加え、多様な課題に対して主体的に考え、コミュニケーションを図りながら協働して活動する態度を身につけるため、教養に関する科目として「信濃の風土と文化」等を配置するなど実施体制が確立している。職場で即戦力となる栄養士の人材育成に取り組む食物栄養学科では、栄養士として必要な知識、技術のみならず、職業人として必要な応用力を身につける職業教育を行っている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、学生募集要項等に明示している。入学者選抜は公平かつ正確に実施している。入学者受入れの方針に対応しているか判断するため、全ての選抜で面接を行っている。また、高等学校関係者から定期的に入学者受入れ等に関する意見を聴取して点検している。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率や「短期大学生調査」、「学修時間・学修行動の調査と学習成果の自己評価」等の量的・質的データを活用し測定し、各学期末に教授会で確認・検証している。また、卒業生を対象としたアンケート調査を実施し、その結果はウェブサイトで公表している。

学習支援は、入学前オリエンテーションとして建学の精神や教育課程、資格取得等、学習への動機付けのためのガイダンスを行い、入学後にはクラス担任や学科の教員が資格や就職等の具体的な説明を行い、各自の目標に沿った履修登録となるようアドバイスし、個別相談にも応じている。また、基礎学力が不足する学生に対して補習授業を行い、学習進度の速い学生に対しては、より高度な内容の公開講座への参加や課題の量的配慮など学習支援を行っている。

学生の生活支援を組織的に行っており、学生生活の相談・支援、生活指導、奨学金については教務学生課が対応し、学生の健康管理、メンタルヘルスについては保健室を中心に、学校医、カウンセラー、教員が連携して対応している。また、学生食堂では、長野県健康福祉部が認定する「信州食育発信 3 つの星レストラン」に登録され、その基準に沿った栄養バランスの良い昼食を安価で提供している。

就職支援は、進路指導課とクラス担任等の教員が連携して行っている。進路指導室を設け、自由に訪問相談や就職資料の閲覧が常時できるよう対応している。また、「就職ガイド

ンス」を開催し、求人票の見方やエントリーシートの作成方法と、応募までの手順の指導を行うとともに、ハローワークの学生就職支援室と連携し支援している。さらに、キャリアコンサルタントの資格を持った教員が「キャリアデザイン」の授業を実施するなど就職支援の向上・充実を図っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足し、適切に編制している。教員の採用及び昇任に当たっては、「教育職員の採用に関する規程」及び「教育職員の昇任に関する規程」に基づき適切に行っている。

教員は、教育課程編成・実施の方針に掲げる専門分野での研究活動を行っている。研究室、研究紀要等の研究環境が整備されている。FD 活動は、FD に関する規程を整備し、組織として授業や教育方法の改善が図られるなど適切に行っている。

事務組織は、事務分掌規程をはじめ事務関係諸規程等を整備し、その責任体制は明確である。事務職員は、SD に関する規程により各種研修会等を企画し、教職協働の取組みを通じてスキルアップ・意識改革を図っている。教職員の就業については、就業規則等の諸規程を整備し、人事・労務管理を適切に行っている。なお、教職員の就業に関する規程を整備し、適切に周知されているが、規程に基づく管理において、労働時間の把握については客観的な記録等の運用を検討されたい。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。授業に必要な講義室、演習室、実験室、体育館等を整備し、必要な設備、機器・備品を備えている。特に集団給食実習室では、給食管理実習や衛生管理の学びに対応した教育設備を整備・活用している。図書館についても、必要な座席数を確保し、蔵書数、雑誌数、視聴覚資料も十分満たしている。

施設設備の維持管理は、経理規程等に基づき適切に行われている。防火・防災・防犯対策は、防災規程等に基づき「長野短期大学消防計画」を策定し、全学生・教職員を対象に避難訓練を行うなど防災意識を高めている。省資源対策として、校内の照明の LED 化、会議資料等のペーパーレス化に取り組んでいる。

技術的資源に関しては、職業教育の実践に向け施設設備の向上・充実を図るとともに、実験・実習科目の授業では、資格を有する助手を配置し、学生に対する技術サービス・専門的な支援を行っている。学内の情報化を促進するとともに、新たなオンライン型学習支援システムを導入し学生の教育効果の向上を図っている。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

令和 5 年 4 月に、学校法人聖啓学園と法人合併し、学校法人長聖として新たにスタートした。理事長は平成 17 年より学校法人聖啓学園の理事長に就任し、法人合併後も引き続

き学校法人長聖の理事長に就任し、建学の精神や教育理念、教育目的・目標を理解し、リーダーシップを発揮して学校法人の経営に当たっている。また、理事長は、学校法人の意思決定機関として、理事会を適切に運営している。

学長は幼児教育から中等、高等教育まで幅広く携わってきた経験に裏打ちされた学識で、中・長期的な運営計画を構築し、短期大学が進むべき方向性を明示し、学生募集、教育・研究の質の向上等、諸課題に率先して対応するなど、リーダーシップを発揮し教職員の理解と協力を得ている。また、教育研究に関する重要事項は教授会の意見を聴取した上で決定するなど、教授会を短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、定期的に会計監査及び業務監査を実施し、全ての理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。なお、監事による監査報告書には、財産の状況及び理事の業務執行の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って学校法人の業務についても記載することが必要である。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える評議員をもって組織し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、教育研究活動等の教育情報、学校法人の財務情報等、自己点検・評価報告書及びガバナンス・コードについて、ウェブサイトで公表・公開するなど説明責任を果たしている。